

F A B I Cビジネス登録者規約

この登録者規約(以下「本規約」)は、株式会社ファンクショナル・アプローチ研究所 Functional Approach Business Innovation Center 事業部(以下 F A B I C)と、F A B I Cビジネス登録者(以下「登録者」)との関係に適用し、また登録者の心得、規範を明確にしています。F A B I Cでは、登録の申込をいただいた時点で、本規約を承認したとみなします。

第 1 章 総則

第 1 条 (F A B I Cビジネス登録者規約の適用)

F A B I Cは、登録者との間に本規約を定め、これによりF A B I Cの運営を行います。また、F A B I Cが随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

第 2 条 (F A B I Cビジネス登録者規約の変更)

F A B I Cは、円滑な運営のために必要と判断される場合、本規約を変更することがあります。その場合、事前にF A B I Cサイト上において、変更内容につき公示致します。

第 3 条 (用語の定義)

本規約において使われる用語については、次の各項に定義します。

- 1) 会員とは、F A B I Cの目的及び趣旨などに賛同し、別に定められた年会費を支払い、F A B I Cが入会を承認した者をいいます。
- 2) 本規約において書面とは、入会時に登録している電子メールアドレスからの発信によるF A B I Cへの通知、連絡も含むものとします。
- 3) 有資格者とは、ファンクショナル・アプローチに関する技能において、その修得のレベルに従い、株式会社ファンクショナル・アプローチ研究所により認定された者をいいます。認定資格の種類および種別は、F A B I Cサイト上において、公示される所によりします。
- 4) F A B I Cビジネス登録者とは、会員かつF A マスター、F A トレーナ、F A エキスパートの有資格者のうち、別に定められた登録年会費を支払い、F A B I Cが登録を承認した者をいいます。

第 2 章 登録申込等

第 4 条 (登録申込)

- 1) F A B I Cビジネス登録者への登録の申込をする者は、会員であり、かつF A マスター、F A トレーナ、F A エキスパートいずれかの有資格者であることが条件付けられます。
- 2) F A B I Cビジネス登録者への登録の申込をする方は、F A B I Cが別に定める登録年会費を払込み、登録申込書(以下電子フォームを含みます)に必要な事項を記入して、F A B I Cに提出す

ることとします。

第5条（登録申込の拒絶等）

F A B I Cは、登録申込者が次の各項に該当する場合、登録を認めない場合があります。

- 1) 登録申込書に偽名を含む虚偽の事項を記載した場合
- 2) 登録申込者が本規約に反するおそれのある場合
- 3) その他、前各項に準ずる場合で、F A B I C が登録を適当でないと判断した場合

第6条（登録資格有効期限）

登録者資格有効期限は次の各項に定めます。

- 1) 登録者資格の有効期間は、F A B I Cが登録を承認し、初年度の登録年会費の払い込まれた日から1年後の応当日同月末日とします。
- 2) 登録者資格有効期限1か月以上前に申し出ない限り、自動更新されるものといたします。

第7条（登録年会費・登録者の権利）

F A B I Cビジネス登録者の年会費と登録者の権利は、次の各項に定めます。

- 1) 登録者の年会費は、別途定め、F A B I Cサイト上において、公示するところによります。
- 2) 登録者はF A B I Cの活動、事業に参加することができ、以下に掲げる項目の特典を受けることができます。
 - ・ F A B I C主催セミナー、イベントなどへの参加
 - ・ F A B I Cの活動、事業への業務の提供。ただし、F A B I Cの定める業務委託契約書に基づき、個別に特定の業務が委託された場合に限りです。
 - ・ F A B I C会員ページ（F A B I Cまたは法人会員からの有益な情報の提供を行う会員限定のサイト）への登録者としての氏名等の掲載（掲載はF A B I Cの定める形式に基づきます）

第3章 登録申込記載事項の変更等

第8条（登録者の氏名等の変更）

- 1) 登録者は、その氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面によりその旨をF A B I Cに通知する必要があります。
- 2) 前項の規定による変更通知の遅れによって、F A B I Cからの登録者への通知、連絡、書類等が遅延または不達になったとしても、F A B I Cはその責を負わないものとします。

第4章 登録者資格の喪失

第9条（登録者資格の喪失）

登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失します。

- 1) 登録終了届の提出（電子メールによる連絡も含みます）をしたとき
- 2) 本人が死亡したとき
- 3) 登録年会費を滞納し、且つその督促に応じなかったとき
- 4) 登録者資格を取消されたとき

第 10 条（登録終了）

登録者は、書面による登録終了届を F A B I C に提出することにより登録を終了することができます。

第 11 条（登録者資格の停止・取消）

F A B I C は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録者に対し事前に通知及び勧告することなく、当該登録者の資格を停止または取消することがあります。

- 1) 登録年会費が支払われないとき
- 2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- 3) F A B I C、会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合
- 4) F A B I C、会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- 5) 登録申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- 6) F A B I C の名誉と信用を失墜させる行為があったとき
- 7) 本規約に違反した場合
- 8) その他、F A B I C が登録者として不適当と判断した場合

第 12 条（抛出金品の不返還）

一度払い込まれた登録年会費及びその他の抛出金品は返還しません。

第 5 章 登録者資格有効期限終了に伴う措置

第 13 条（措置）

登録者資格有効期限が過ぎ、F A B I C からの通知後も F A B I C が当該登録者の更新の意思及び登録年会費の払込みを確認できず、F A B I C の定める期間内に会登録者格の更新がなされない場合またはその他の事由によって当該登録者の登録資格が失われた場合は、当該登録者の権利の行使を停止し、F A B I C に対し債務があった場合は速やかに精算することとします。

第 6 章 商号及び商標等の利用

第 14 条（商号及び商標等の利用）

登録者は、F A B I C が定めた商号及び商標等を利用する場合は F A B I C の承認を得る必要が

あります。

第 7 章 禁止行為

第 15 条 (禁止行為)

登録者は無断で F A B I C の名称及び会員名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってはいけません。

その他、F A B I C の目的を理解し、F A B I C の主旨に反する行為等を行ってはいけません。

登録者は、F A B I C またはその会員から提供を受けたコンテンツもしくは F A B I C の活動を通じて得たコンテンツを、私的利用の範囲を超えて利用してはいけません。

第 8 章 情報管理

第 16 条 (個人情報の保護)

会員の個人情報(住所、氏名、写真、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、その取扱いに十分に注意し、F A B I C 会員以外の第三者に名簿等の譲渡や売却、およびその内容の一部または全部を何らかの媒体に公表してはいけません。

第 17 条 (知的財産の保護)

F A B I C が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載をしたり、第三者に譲渡や売却をしたり公表してはいけません。

第 9 章 損害賠償

第 18 条 (損害賠償)

登録者が本規約及び本規約に基づく諸規則に反した場合またはそれに類する行為によって F A B I C が損害を受けた場合、当該登録者は F A B I C が受けた損害を F A B I C に賠償することとします。

第 10 章 その他

第 19 条 (規定の効力の及ぶ範囲)

登録終了もしくは登録者資格が停止または解除された場合も、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条の規定は効力を有するものとします。

第 20 条 (規定の追加)

本規約に定めのない事項で必要と判断される事項については、F A B I C が順次定めるものとします。

附則

本規約は2020年6月20日より実施します。